

事業者の方へ

令和6年4月から 「合理的配慮の提供」が義務化されます！

障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応が求められた時に、事業者も負担が重すぎない範囲で対応を行うことになります。



聴覚障害者の方へ

手話通訳・要約筆記をご利用ください。

【利用できる方】

田原市在住で、聴覚、音声・言語に障害のある方

【利用料】

かかりません

【派遣の範囲】

愛知県内どこでも派遣できます（県外の場合はご相談ください）

【利用の範囲】

医療（病院の健診など）、公的機関への手続き、教育（授業参観や入学式など）、就労の相談、地域生活（町内行事など）、その他（公的機関などの行事など）

▶ 地域福祉課障害福祉係

☎23-3697 FAX 23-3545

✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

A 講演会や劇場、イベントやコンサートなどで、歌詞や字幕などの情報保障があると、一緒に楽しむことができます♪



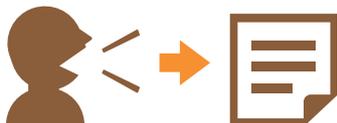
聴覚障害者の 皆さんに 聞きました

Q あなたの周りで、こんなことが変わるといいな、ということはありませんか？

A お店などで係の方に来てもらいたい時、声を出して呼ぶことができないので、ベルなどが置いてあると嬉しいです。



A 観光地へ行くと、ガイドの方が案内してくれるサービスがありますが、聞こえないので利用できません。話す内容を紙で渡してもらえたら、旅も楽しくなります。



A 建物火災などの非常時には、ベルが鳴ると思いますが、パトライトが光るなど「目で見てわかる工夫」があると、逃げ遅れないので助かります。



※海岸などでは、目で見て非常事態を確認できる「津波避難フラッグ」を整備しています。